

## 緊急要請の3つの観点

### 1 稼働可能層への就労・自立支援

#### 厚生労働省から示された検討項目案(主なものを抜粋)

- ・ 実施計画を策定し、支援策の効果等を評価する仕組みの構築について
- ・ 福祉事務所とハローワーク等との一層の連携、就労支援機能の強化について
- ・ 就労能力のある生活保護受給者に対して、求職者支援制度を生活保護制度に優先して適用することについて

#### 現時点の厚生労働省の見解(議事概要より抜粋)

- ・ 基本的には、雇用施策でカバーできるところはしっかり対応するという考え。
- ・ 求職者支援制度の給付は訓練期間中の生活支援との位置づけであり、生活保護とは性格が異なる。

## 論点

**厚生労働省から示されている検討項目(実施計画の策定や連携・就労支援策の強化など)に関する議論を行う前に、制度上の課題の整理が必要**

### 福祉部門と労働部門の役割の明確化

- ・ 「その他世帯」の増加に伴い、就労支援等の業務が増大しているが、すべてを福祉事務所で行うことは困難。
- ・ 真に保護が必要な方には適切に保護を実施していくことは大前提であるが、稼働可能な受給者に対する就労支援は、本来、労働行政が果たすべき役割。
- ・ 福祉事務所は職業相談、職業斡旋、職業能力判定等の専門機関ではなく、稼働能力に応じた就労支援や仕事があるのかどうかなどの判断は就労支援の専門機関であるハローワークが行うべき。

## 第二のセーフティネットは生活保護に優先する制度として定める

- ・ 第二のセーフティネットは、稼働能力のある人が生活保護に至らずに労働市場へ復帰できるよう支援するためのものであり、生活保護に優先する制度として定めるべき。
- ・ 今秋に法律が施行される求職者支援制度は生活保護の受給要件とするべきであり、同制度の給付額は全国一律で 10 万円とされているが、生活保護に至ることを防ぐためには、給付金額を生活保護費よりも高く設定する必要がある。

## 2 生活保護の適正化

### 厚生労働省から示された検討項目案(主なもの)

- ・ 自治体と国(地方厚生局)とが連携した指定医療機関に対する指導監査体制の充実について
- ・ 指定医療機関を受診した際における患者負担のあり方について
- ・ 実施機関の調査・照会範囲を要保護者等の資産・収入以外に対象範囲を拡大することについて
- ・ 実施機関からの照会に対する回答を義務付けることについて

### 現時点の厚生労働省の見解(議事概要より抜粋)

- ・ 実施機関からの照会等に対する回答義務を民間事業者に課することについては、他制度においても例がなく、慎重に検討すべきではないか。
- ・ 今回の協議の取りまとめの結果、法律改正が必要な事項が整理された場合、法律改正に向けた具体的な手続については、政府・与党における必要な手続を踏むこととしたい。

### 社会保障審議会生活保護基準部会における検討状況

- ・ 医療扶助については、基準部会での検討は想定されていない。  
(生活保護制度における勤労控除は、第4回部会において議論されている)

(参考 第3回部会議事録より抜粋)

厚生労働省保護課長

「基本的には医療扶助あるいは介護扶助といった現物給付、サービス給付の部分につきましては、それぞれの保険制度に準拠してやっておりますので、これ自身をこの基準部会で御議論いただくということまでは、私どもは考えておりませんでした。」

部会長

「そのほかの議論の整理として、守備範囲は今、医療扶助みたいなところが含まれていないということではっきりしたわけですが、(以下、略)」

## 論点

**個別の検討項目に関する議論の前提として、自治体の権限の強化とその根拠の明文化は不可欠であり、かつ、国による適正化に向けた具体的な仕組みづくりや関係法令の改正などが必要**

- ・ 制度への信頼を担保するためにも実施機関の権限強化が必要であり、照会先への回答義務の設定など根拠の明文化が不可欠。
- ・ 医療扶助の適正化に向けては、医療機関への指導に際しての医師の確保や地方厚生局との連携、電子レセプトを活用した指導、医療費の患者負担のあり方など、国における仕組みづくりや考え方の整理が必要。
- ・ 医療扶助の一部自己負担については保護基準の考え方の整理が必要であり、生活保護基準を検討する際に合わせて検討されるべき。

### 3 生活保護費の負担

#### 現時点の厚生労働省の見解

(参議院厚生労働委員会(H23.7.12)における梅村議員の質問に対する厚生労働副大臣答弁要旨)

(生活保護の国庫負担の問題について中長期的に議論してほしいという意見がハイレベル会合で出されており、8月の取りまとめ以降も議論の場を確保していただきたいという要望に対し)

- ・ 自治体の意見も聞いたうえで、必要に応じて、その後の進め方についても協議させていただくこととなっており、今回の取りまとめをもって議論を打ち切るということではない。
- ・ 社会保障審議会の正式な場でも、生活保護制度については議論を継続すべきものと考えている。

#### 論点

**生活保護は、ナショナルミニマムとして、本来、国の責任において実施されるべきものであり、全額国庫負担すべき**